

第 5 次吉野町総合計画の策定方針

目次

1. 総合計画策定の趣旨
2. 総合計画策定の時期
3. 総合計画の構成と計画期間
4. まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係
5. 計画策定にあたっての基本的な考え方
6. 住民参加の手法
7. 策定体制
8. 策定スケジュール

1. 総合計画策定の趣旨

吉野町では、平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までを計画期間とする「第4次吉野町総合計画」を策定しており、「基本構想」では、「いのちが輝き笑顔あふれる吉野町～自然の恵みと歴史文化が息吹く ころのふるさと吉野町～」をまちの将来像としてまちづくりを進めてきました。

今般、現行の総合計画の計画期間が令和2年度(2020年度)をもって終了することから、新たな総合計画の策定が必要となります。

次期総合計画は、人口減少や少子高齢化の進展により、地域経済や地域活力の低下など様々な影響が予想される状況を直視し、現行計画における課題等を踏まえた、持続可能なまちづくりの指針にふさわしい実行性の高いものとすることが求められています。

このような時代・環境の変化や住民ニーズに的確に対応し、吉野町民との協働をより一層推進していくとともに、地域の個性や資源を活かしながら、新たな視点と発想に立ち、まちづくりの指針となる計画を策定します。

2. 総合計画策定の時期

令和元年度(2019 年度)から、現在の総合計画の進捗・達成状況の確認や社会動向の調査等の基礎調査を実施し、令和2年度(2020 年度)中の策定を目指します。

3. 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、基本構想と基本計画で構成します。また、毎年度の具体的事業等を掲げる実施計画も策定します。

(1) 基本構想(令和3年度〔2021年度〕～令和12年度〔2030年度〕)

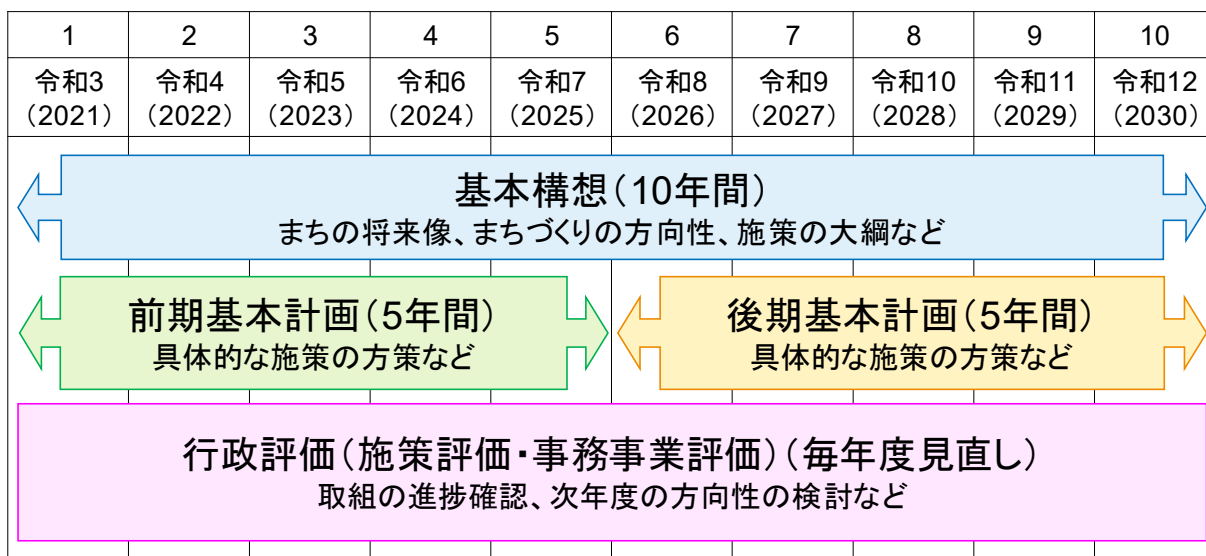
まちの将来像を示すとともに、それを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。計画期間は、長期的な視野に立ったまちづくりを進めていく必要があることから10年間程度とします。

(2) 基本計画(令和3年度〔2021年度〕～令和7年度〔2025年度〕)

基本構想に掲げるまちの将来像を実現するため、施策の大綱に沿って施策の目的や方針を明らかにするものです。計画期間は、中期的な観点から基本構想の実現を図るため、前期5年間、後期5年間とします。

(3) 行政評価(施策評価・事務事業評価)

基本計画に示された取組の進捗状況を確認した上で、より効率的・効果的な取組の推進に向けて、毎年度見直しを行い、計画の実効性を高めます。



4. まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

本町では、少子高齢化の進展、若者・子育て世代の流出により、人口減少への対応が喫緊の課題となっています。

平成 27 年度(2015 年度)に策定した吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)は、本町への新たな人の流れを生み出し、人口減少に歯止めをかけるため、魅力あるまちづくりに向けた独自の取り組みをまとめたものです。

現在の総合戦略の計画期間は、平成 27 年度(2015 年度)～令和元年度(2019 年度)ですが、総合戦略の終了年度を、現在の総合計画の計画期間と合わせるため、令和 2 年度(2020 年度)まで延伸します。

そして、次期総合計画と次期総合戦略を一体的に策定することで、次期総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

5. 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 夢のある計画

現在の総合計画は、行政による行政のための計画としてまちの将来像の実現に向けて進捗管理のしやすい計画となっています。次期総合計画では、現在の総合計画における進捗管理のしやすさを残しながら、まちづくりを担う住民や職員が、まちの 5 年後や 10 年後を具体的にイメージできるような“夢を描く”ことを意識した計画を目指します。

(2) 豊かさの追求と吉野プライド(シビックプライド)の醸成

次期総合計画においては、最低限の“物の豊かさ”は維持しながら、吉野町が持つ数多くの魅力ある資源(歴史・文化、自然環境など)に触れ、楽しんでもらうことで得られる“心の豊かさ”を追求していく計画を目指します。

また、住民や職員など吉野町に関わるあらゆる人が、まちに愛着を持つだけでなく、その良さを深めて整理し、魅力を発信していくという意思(吉野プライド(シビックプライド))を持ち、みんなでまちづくりを進めていくことができる計画を目指します。

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)への配慮

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)は、平成 13 年(2001 年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)までの国際目標です。

次期総合計画の策定にあたっては、この SDGs を踏まえたまちづくりを進めていく

ことができる計画を目指します。

(4) 2040 年問題を見据えた対策

人口減少と高齢化により 2040 年は行政の運営が厳しい人口構造になると予測されています。これにより、医療・介護の危機、深刻な若者労働力不足、インフラの老朽化などの問題への対応が求められることになると考えられます。

本町では、このような日本全国の人口減少や高齢化に伴う人口構造の変化よりも速いスピードで進んでいくため、医療・介護における課題への対応、労働力不足への対応、インフラの老朽化への対応などの 2040 年問題を見据え、より一層スピード感を持ったまちづくりを計画的に進めていきます。

(5) 主要な取組の実現のための戦略

次期総合計画の計画期間においては、「小中一貫教育の推進」「小学校の跡地活用」「安定的なごみ処理体制の確立」「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」「吉野山の二次交通手段の確保」など、これまで検討を重ねてきた取組への本格的な着手が見込まれています。そのため、現在の財政状況を踏まえて、中長期的な財政シミュレーションを実施し、これまで以上に安定的な財政運営を意識した計画を目指します。

また、各地域の土地利用のあり方についても、次期総合計画のまちの将来像の実現に向けた方向性を整理します。

6. 住民参加の手法

(1) アンケートの実施

広く住民の意見を把握するためアンケートを実施するとともに、将来の吉野町のまちづくりを担っていく子どもを対象としたアンケートも実施します。また、住民の意見及び地域の意見を計画に反映していきます。

現時点で実施を予定しているアンケートは以下；

No	調査対象	標本数
1	町民	2,000 人
2	各種団体	20 団体
3	中学生	吉野中学校全生徒
4	転入転出者	直近 5 年間の転入転出者
5	職員	吉野町役場の全職員

(2) 町民会議の開催

住民の意向や提案を計画に反映させ、住民と行政が連携・協働した魅力あるまちづくりを具体化するため、大字別懇話会、ワールドカフェやワークショップ、パブリックコメントなど、計画策定の各段階で住民 1 人ひとりが主体的にまちづくりを考えるきっかけとなるような機会を設けます。

(3) まちづくりへの意見募集

上述(1)のアンケートや(2)の町民会議といった特定の時期に実施することに加えて、住民や観光客などに吉野町のまちづくりに対する意見(どのようなまちであってほしい、ずっと残したいもの、など)を気軽に書いてもらえるような場所を公民館や観光案内所などの各施設に常設します。

7. 策定体制

(1) 策定審議会(議会代表、学識経験者、各種団体代表、住民等)

町長の諮問に応じて、基本構想及び基本計画について調査・審議し、答申します。

(2) 庁内検討会議(幹部職員等)

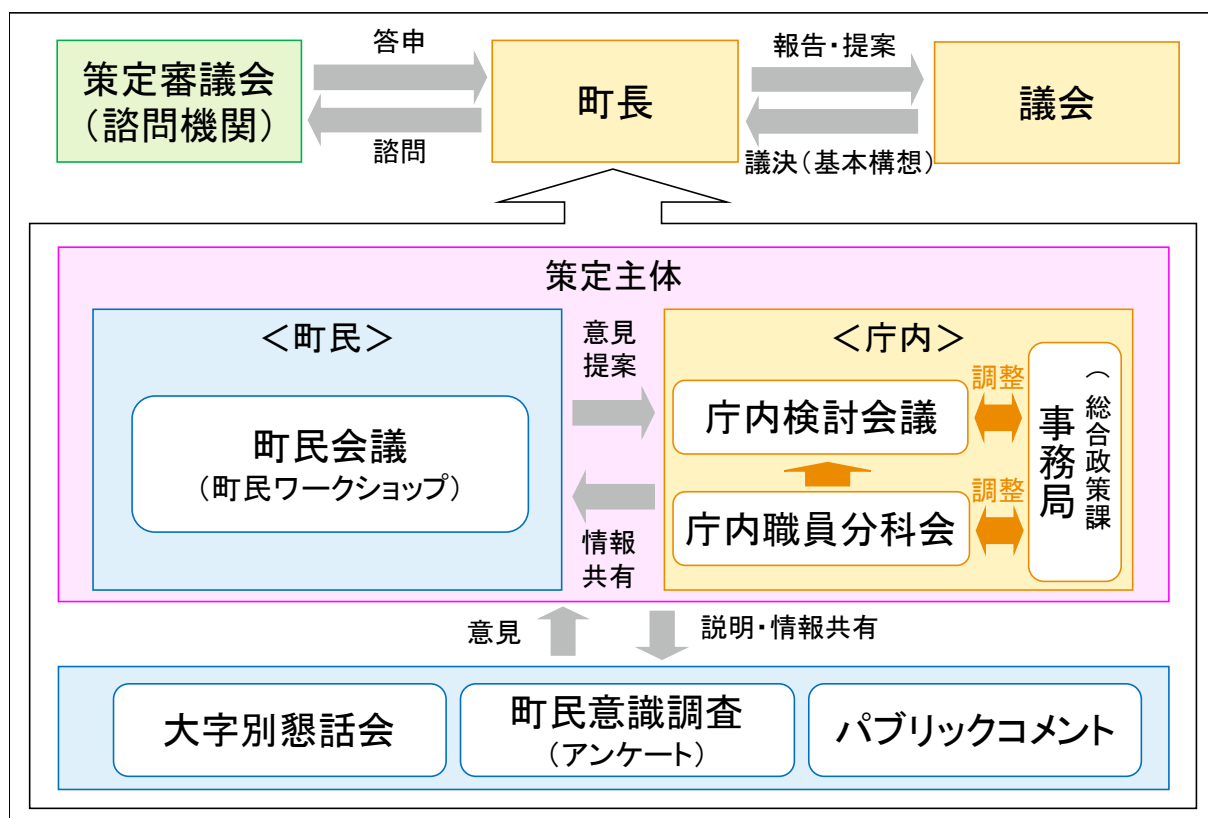
庁内職員分科会で作成する基本構想及び基本計画の原案を基に計画の内容をブラッシュアップし、基本構想及び基本計画の案を作成します。

(3) 庁内職員分科会(課長補佐以下の職員)

現状分析や課題整理をし、基本構想及び基本計画の原案を作成します。

(4) 事務局(総合政策課)

基本構想及び基本計画の策定に係る事務を担います。



8. 策定スケジュール（案）

実施項目	2019(令和元)年度											2020(令和2)年度										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■計画等策定																						
(1)基礎調査																						
①大字別懇話会																						
②社会動向調査																						
③現総合計画及び現総合戦略・人口ビジョン等の検証及び関連計画の整理																						
④アンケート調査																						
(2)次期総合計画等の策定																						
①現総合戦略の分析と計画期間の延伸、次期総合戦略等の策定																						
②基本構想及び基本計画の概要整理(骨子)																						
③基本構想原案の作成																						
④基本計画原案の作成																						
⑤パブリックコメント																						
(3)各種会議等の運営及び資料等の作成	※各種会議体の開催に合わせて随時対応(予定)																					
(4)計画書の作成(デザイン、レイアウトなどの印刷原稿の作成)																						
(5)議会等への報告書等の作成	※業務の進捗に合わせて対応(予定)																					
(6)情報発信(吉野町公式HP・広報誌などを通じた情報発信の資料作成)																						
(7)運用フレーム構築(行政評価の再構築)																						
■各種会議体																						
策定審議会(諮問機関)【全8回】					10/25																	
庁内検討会議【全8回】			8/1			11/1 (予定)																
庁内職員分科会【全12回】			8/9	9/26	10/21																	
町民ワークショップ等【全4回】				9/29		11/24 (予定)																

※各種会議体の開催時期は、実施済み、または、調整済みの回は日付を、今後日程調整を実施していく回は「☆」で表示しています。